

健康

健康課からのお知らせ

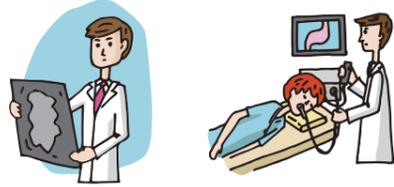
▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診の申し込みが
始まります

平成30年度三豊市がん検診申込書
を、2月中旬頃、対象となる世帯に
お送りします。
家族で確認し、希望する検診にチ
ェックをして同封の返信用封筒に入
れて郵送するか、健康課または各支
所へご持参ください。
希望しない場合も「希望しない理
由」の欄に○を付けて返信してくだ
さい。

* 国保人間ドック希望の人（永康病
院を希望する女性検診の対象の人
以外）は、がん
検診申込書に未
記入で提出して
ください。ただ
し、世帯全員が
人間ドック希望
の場合は、がん
検診申込書を提
出する必要はあ
りません。

提出期限 3月2日（金）



高齢者用

肺炎球菌ワクチンの
予防接種（定期接種）

平成29年度高齢者用肺炎球菌ワ
クチン予防接種（定期接種）の接
種期限は、3月31日（土）までです。
今年度対象者にはピンク色の予診
票を送付しています。希望する人
は医師と相談し、期限内に接種し
ましょう。

対象者一覧

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)予防接種を受けたことのある人は除きます

Table with 2 columns: Age and Birth Date Range. Rows include 65歳, 70歳, 75歳, 80歳, 85歳, 90歳, 95歳, 100歳.

募集

オレンジカフェの運営事業実施者を募集します

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

運営事業実施者を募集

認知症の人やその家族、地域住民、
専門職など、誰もが気軽に集える場
「オレンジカフェ（認知症カフェ）」
を設置するにあ
たり、カフェの
運営事業実施者
を募集します。
運営を希望す
る団体は左記の
説明会にお越し
ください。



運営事業実施者説明会

日時 2月14日（水）
午後1時30分～3時

場所 危機管理センター

※オレンジカフェ運営事業に応募す
るためには、説明会への出席が必
要です。

ボランティアスタッフ募集

カフェの運営を手伝っ
てくれるボランティア
を募集します。希望す
る人は介護保険課まで
ご連絡ください。



じんけん探訪61

SNSによる「いじめ」

SNS（ソーシャルネットワークワーキングサー
ビス）を利用したパソコンや携帯電話による
「いじめ」が全国の学校で増えています。
ターゲットにされた生徒に対し、大勢の生
徒がひどい言葉を次々に書き込んで罵る場合
があります。凄まじいほどひどい言葉を次々
と浴びせられると、精神的に追い込まれてし
まいます。親にも先生にも友達にも、誰にも
相談できず、その結果不登校につながった生
徒がいます。

表向きは友達同士であっても、「いじめ」
に加わらないと仲間外れにされると思い込み、
仕方なく「いじめ」に加わる子どももいます。
「いじめ」に気づいた子どもの中には、「学
校へ連絡してバレたら仕返しされる」「学校
のことで親に迷惑かけたくない」など、一人
で悩んでいる子どももいます。

パソコンでの「いじめ」1万件以上

文部科学省の調査（平成28年度「児童生徒
の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に
関する調査」速報値）によると、全国の学校
で認知された「いじめ」は32万3808件
（前年度22万5132件、43.8%増）でし
た。そのうちパソコンや携帯電話による誹謗
中傷の認知件数は、いじめ全体の3.3%に
あたる1万783件です。内訳は小学校26
83件、中学校5723件、高等学校223

0件、特別支援学校138件でした。これは
確認されたものだけなので実際はこれ以上と
見られています。一方、様々な事情から子ど
もに対して愛情を込めた子育てが困難な家庭
では、子どもがストレスから「いじめ」に走
る場合があります。この場合は学校と家庭が
連携して対応しなければなりません。

一人で悩まず、まず相談

SNSによる「いじめ」などの人権侵害被
害を防止するために相談窓口が設けられてい
ます。一人で悩まず相談してみましょう。

【法務省関係】

子どもの人権110番（全国共通、無料）

☎0120（007）1110

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後
5時15分まで（祝日・年末年始を除く）
また、法務省ホームページから、インタ
ーネットを利用した相談も可能です。

【香川県教育委員会関係】

①24時間いじめ電話相談（無料）

☎087（813）1620または

☎0120（0）783110

通話料無料。いじめに悩む子どもや保護
者の人が24時間、いつでも相談できます

②子どものネットトラブル相談（無料）

☎087（813）3850

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時
まで（祝日・年末年始を除く）
SNSなどによる誹謗中傷やネットいじ
めなどの相談に応じています。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

架空請求はがきに「注意」

市内で「総合消費料金に関する訴訟最終告
知のお知らせ」という題名の架空請求のはが
きが届いた事例が報告されています。
具体的なはがきの内容は、「契約会社から
訴状が提出された。連絡しないと原告側の主
張が全面的に受理され、給与や財産を差し押
さえる。裁判を
取り下げるため
に連絡をしろ」と
いう消費者か
ら連絡をさせる
よう仕向けてく
るものです。



もしこのようなはがきが届いたら

・身に覚えのないはがきは無視してください。
・はがきに記載された相談窓口には、決して
連絡しないでください。連絡した場合、個
人情報が知られることとなり、金銭などを
支払うよう強要してきます。

対応に困ったときは、最寄りの消費生活相
談窓口または三豊警察署へ連絡しましょう。

西讃県民センター ☎25・5135
三豊警察署 ☎72・0110

